

平成30年度第3回愛知県再犯防止連絡協議会 開催結果

1 日 時

平成31年3月15日（金）午後2時30分から午後3時27分まで

2 場 所

アイリス愛知 2階 コスモス
名古屋市中区丸の内二丁目5番10号

3 出席者

副会長及び委員 計34名
説明のために出席した者 6名

4 傍聴者

なし

5 議 題

- (1) 愛知県再犯防止連絡協議会設置要綱の一部改正について
- (2) 地域再犯防止推進モデル事業について

6 経 過

(1) 挨拶

- 副会長（地域安全監）

(2) 議事

- 愛知県再犯防止連絡協議会設置要綱の一部改正について
愛知県の本庁組織の再編に伴う愛知県再犯防止連絡協議会設置要綱の一部改正について、資料1に基づき、事務局から説明。
事務局一任のうえ、改正手続きを進めることについて承認。
 - 地域再犯防止推進モデル事業について
愛知県が平成31年度に実施する地域再犯防止推進モデル事業について、資料2及び資料3に基づき、就業促進課及び地域安全課から説明。
- #### (3) その他
- 協力雇用主の取組について
愛知県内地区協力雇用主会代表から説明。
 - 若者・外国人未来応援事業について
資料4に基づき、愛知県教育委員会生涯学習課から説明。

7 会議録

別添のとおり

1 開会

(1) 開会

○ 事務局（地域安全課主幹）

定刻となりましたので、ただ今から、平成30年度第3回愛知県再犯防止連絡協議会を始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の出席者でございますが、時間の関係もございまして、お手元の出席者名簿をもって御紹介に代えさせていただきます。

なお、本連絡協議会の会長であります、愛知県県民文化部長は、本日、所用のため欠席となっております。

それでは、はじめに、愛知県再犯防止連絡協議会副会長であります、愛知県県民文化地域安全監から、挨拶を申し上げます。

(2) 挨拶

○ 副会長（地域安全監）

本日は、お忙しい中、第3回愛知県再犯防止連絡協議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃は、犯罪のない安全なまちづくり、そして、再犯の防止の推進に対しまして、格別の御理解、御協力を賜りまして、重ねて厚く御礼を申し上げます。

さて、平成28年12月に公布・施行されました「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づきまして、関係機関・団体等が連携・協力して再犯の防止に関する施策を推進するため、昨年6月に、この愛知県再犯防止連絡協議会を設置しまして、本日が3回目の開催となります。

御案内のとおり、国と地方公共団体との協働による、地域における効果的な再犯防止対策の在り方を検討することを目的といたしました、法務省の地域再犯防止推進モデル事業の募集に、本県からは、「刑務所出所者等の職場定着支援モデル事業」と、「寄り添い弁護士制度による社会復帰支援モデル事業」の2つの事業を申請いたしました。法務省の採択を受けることができました。

全国では、22都道府県8市の合計30団体が法務省の採択を受けております。本県では、その後、昨年10月に法務省との委託契約を締結いたしまして、現在、これらのモデル事業を実施しているところでございます。

また、このモデル事業の平成31年度実施分に係る予算を盛り込みました当初予算案を、現在開会中の2月定例愛知県議会に提案しているところでございます。

本日の連絡協議会では、平成31年度に実施する2つのモデル事業の取組内容などについて、御説明させていただくとともに、犯罪や非行をした人を雇用し、立ち直りを助ける協力雇用主の方々の取組につきまして、愛知県内地区協力雇用主会代表から御説明をいただきまして、皆様と情報共有を図ってまいりたいと考えております。

本県といたしましては、犯罪をした人たちの立ち直りを支援し、円滑な社会復帰を促進するため、この連絡協議会を通じて、皆様方と連携を図りながら、再犯防止に向けた取組を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○ 事務局（地域安全課主幹）

ありがとうございました。

それでは、ただ今から議事に入らせていただきますが、議事進行は、連絡協議会設置要綱に基づき、会長が不在のときは、副会長が代行することとなっておりますので、地域安全監にお願いします。

2 議 事

(1) 愛知県再犯防止連絡協議会設置要綱の一部改正について

○ 副会長（地域安全監）

それでは、私が議事を進めてまいります。

はじめに、(1) 愛知県再犯防止連絡協議会設置要綱の一部改正につきまして、事務局から説明をお願いします。

○ 事務局（地域安全課課長補佐）

資料1「愛知県再犯防止連絡協議会設置要綱の一部改正について」をご覧ください。

既に新聞等で報道されており、皆様の中にも御存知の方もいらっしゃると思いますが、愛知県では、平成31年4月から、部と局の関係を整理いたしまして、局制を導入し、簡素で分かりやすい組織体制とするため、本庁組織の再編を実施する予定でございます。

資料1の2枚目は、4月1日以降の本庁組織再編後の体制となっております。

これに伴いまして、資料1の3枚目に、現在の愛知県再犯防止連絡協議会設置要綱を添付しておりますが、4月1日付けで組織が変わりますので、会長、副会長、それから、愛知県の委員を改正するため、現在、関係課室と調整をしております。決まりましたら、皆様に通知したいと考えております。

説明は以上です。

○ 副会長（地域安全監）

ありがとうございました。

愛知県再犯防止連絡協議会設置要綱の一部改正につきまして、御意見、御質問があれば、お願いいたします。

よろしかったでしょうか。

それでは、御意見もないようでございますので、愛知県再犯防止連絡協議会設置要綱の一部改正につきましては、事務局一任ということで、手続を進めさせていただきます。ありがとうございました。

<事務局一任のうえ、改正手続きを進めることについて承認>

○ 副会長（地域安全監）

では、続きまして、(2) 地域再犯防止推進モデル事業につきまして、就業促進課及び地域安全課から説明をお願いいたします。

○ 就業促進課長

資料2をご覧ください。刑務所出所者等職場定着支援モデル事業の31年度の事業について、御説明をさせていただきます。

名古屋保護観察所等と連携をいたしまして、保護観察や更生緊急保護など、刑務所出所者等を対象に職場定着に向けた支援をする事業、それと、刑務所出所者等を実際に雇用されている協力雇用主に対します相談対応という支援事業、2本の事業をやろうということ考えています。

今年度、9月補正予算をお認めいただいて、このモデル事業に先立ちまして、職場定着に向けた支援ニーズを把握するための実態調査を、出所者と、協力雇用主に対して実施しました。

この実態調査は、昨年12月から今年2月にかけて、出所者の112名の方、それから、協力雇用主101社に対しまして、実施いたしました。

その主な内容ですが、対象者からは、出所後仕事に就いても、約3割の方々が1週間以内に辞めたいと思っているという実態が明らかになりました。極めて早い時期での定着支援が必要だということが、この調査結果からクローズアップされたところでございます。

また、辞めたいと思った時にどういう方に相談しているかということですが、4割の方々が職場関係者に相談しているという状況ですが、3割強の方が、相談相手が実施にはいなかった、一人で悩んで考えている、ということでもございました。したがって、やはり相談相手が第三者であっても、そういった相談ができる体制が必要だということもそこから明らかにされました。

こうした実態調査をもとに、来年度は、刑務所出所者等への職場定着を支援するというところで進めますが、対象者は、協力雇用主のもとで雇用された方々70名を対象、支援件数も70名の方に1回から3回くらい訪問してお話を聞き、さらに必要な方はもうちょっとということでも230件ほどを見込んで、実施をする予定でございます。

協力雇用主のもとで雇用された人の職場定着期間は、平均して3.7か月という状況で、短いですが、3か月に満たない早期の段階でどうしても離職するというのが過半数を超えたということが、実態調査で明らかになりましたので、就職してから月1回以上面談を行って、雇用継続に係る課題やその対処方法、それから、本人たちの就労意欲が維持されるよう、やる気がなくなっていればそれを喚起するような、職場定着に向けたフォローアップを支援するようなことを考えております。

もうひとつは、協力雇用主への支援でございます。先ほど説明しました職場定着支援対象者の方々を雇用している雇用主を対象としまして、月1回ペースで面談を実施します。

そこで、被雇用者が問題を起こしているようなことがあれば、そういった問題行動がどうして起きたのか、就労意欲や意欲喚起に向けた対処方法など、雇用主側に寄り添った対処方法を助言・情報提供するというのが、この事業でございます。支援件数は230件ほどを見込んでおります。

また、必要に応じて、被雇用者との間でいろいろなトラブルが出たときに、法的な対処の仕方を弁護士の方にお聞きしたり、社会保険の手續等について、社会保険労務士の力を借りるといことも想定されますので、そういった精通した方々について、雇用主の方に御紹介をするようなこともやっていきたいというのが、この事業でございます。

もうひとつの相談業務ですが、これは、ネットワークを作ろうというものです。実態調査の中で、それぞれの企業において、出てくる課題をどのようにクリアしたかということも情報として必要であるという御意見がありました。そこで、協力雇用主を対象にしまして、県内3地域でネットワークを構築しまして、刑務所出所者の雇用に係る情報や経験、そういったものを共有するための研修会を、3地域で各1回、20名程度の規模で行います。いろいろな情報がここに集められ、その情報をネットワークを通じて提供することで、協力雇用主の方々の不安が軽減されればといったことを反映しております。

事業のイメージとしては、名古屋保護観察所からいろいろな助言・指導を受けた委託事業者が、刑務所出所者、協力雇用主に対しまして、それぞれの相談等を実施することとしております。

本事業のねらう効果としましては、先ほど申し上げました、早期に退職してしまうということが現実問題としてありますので、まずは、3か月以内での短期離職を減少させたいというのがありますが、出所者全体が少しでも職場に長く定着してもらえるようにフォローする、というのがこのモデル事業としてのねらいでございます。

効果測定としては、この事業を始める前の3か年ぐらいの情報というのがありますので、それと、このモデル事業を実施した後、フォローしたら、どのくらい継続ができるのか、比較検証してまいりたいというふうに思っております。

スケジュール的には、この連絡協議会の下に、愛知県就労支援連絡会議を置いており、そこで意見を伺いながら、事業を実施してまいります。そして、31年度の秋頃に中間報告という形で、モデル事業の途中経過を一旦評価しまして、32年度の上半期も、同じモデル事業をもう半年継続します。都合1年半かけて、このモデル事業を実施した上で、再来年32年度の下半期には最終の効果検証をして、最終的に地方再犯防止計画の策定という形につなげてまいりたいと考えているのが、私どもの事業でございます。

以上でございます。

○ 事務局（地域安全課長）

引き続きまして、寄り添い弁護士制度による社会復帰支援モデル事業について、御説明させていただきます。

愛知県内の刑法犯認知件数は減少傾向が続きまして、平成29年は約6万5千件と、戦後最多を記録しました平成15年の約3割、平成30年は約5万5千件と、同じく平成15年の4分の1にまで減少するという一方で、体感治安は別にしまして、数値治安としましては、極めて改善傾向にあると考えております。

一方、刑法犯の検挙者に占める再犯者の割合、いわゆる再犯者率は、全国的な傾向と同様に、残念ながら年々上昇し、平成29年は再犯者率が48.1%という状況でございました。

こうした現状の中、私ども愛知県地域安全課としましては、前回の再犯防止連絡協議会以降、来年度からのモデル事業の本実施に向けて、名古屋矯正管区と、県内の8つの矯正施設の御協力の下、矯正施設出所者等の支援内容に関するニーズ等の調査を実施しました。

平成29年に愛知県内の刑事施設に入所した者は、千人を超えますが、このうち犯罪時の居住地が愛知県である者は4割強おりました。

矯正施設を対象に実施したヒアリング調査では、受刑者等が抱える問題として、被害弁償や謝罪、成年後見の申立て、多額の債務整理、自己破産、離婚、抹消された住民票の復活、失踪宣告の取り消しなど、法的な問題への対応が必要な場面が多くあることが明らかとなりました。

この調査結果に加えまして、関係者を集めて、「寄り添い弁護士制度による社会復帰支援モデル事業検討委員会」を開催しまして、そこにおける検討を経まして、資料3「寄り添い弁護士制度による社会復帰支援モデル事業について」の内容により、来年度からこのモデル事業を実施してまいります。

それでは、資料3に基づき、説明させていただきます。

事業概要としましては、弁護士が弁護人・付添人として逮捕から裁判・審判終結までの刑事司法手続内での支援にとどまらず、刑事司法の各段階において、定期的な面会、要望の聞き取り、居住手続や就労窓口、医療・福祉等関係機関への引継ぎのほか、被害弁償や債権整理等の法的な問題への対応など、弁護士が犯罪をした者等に寄り添い、継続して関わることにより、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進するという弁護士の新たな役割について検証していくというものでございます。

実施期間につきましては、平成31年4月から平成32年2月までです。

対象者ですが、「愛知県内において、起訴猶予、執行猶予又は保護観察付執行猶予若しくは保護観察処分になった者で、愛知県内に居住している者又は居住予定がある者」、「愛知県内の刑事施設に在所中の者又は出所した者で、愛知県内に居住している者又は居住予定がある者」、「愛知県内の少年院に在院中の者又は出院した者で、愛知県内に居住している者又は居住予定がある者」「愛知県内の少年鑑別所に在所中の者又は退所した者で、愛知県内に居住している者又は居住予定がある者」を対象としております。

活動内容につきましては、「対象者の刑事事件の弁護人又は少年事件の付添人であ

る弁護士からの申出による支援活動」、「過去に対象者の刑事事件の弁護人又は少年事件の付添人であった弁護士からの申出による支援活動」、それから、「対象者からの申出による支援活動」、さらには、「検察庁、矯正施設又は保護観察所からの申出による支援活動」、「対象者の親族、協力雇用主、保護司、地域生活定着支援センターその他の関係機関からの申出による支援活動」を考えております。

対象者数としましては、約30人を考えております。

また、支援活動の終了時に、対象者及び活動を行った弁護士に対して、アンケート調査を実施することを予定しております。

事業のイメージにつきましては、既にお示しをしておりますが、資料のとおりでございます。

私からの説明は以上です。

○ 副会長（地域安全監）

ありがとうございました。

地域再犯防止推進モデル事業について、御意見、御質問があればお願いいたします。

○ 愛知県弁護士会刑事処遇に関する委員会委員長

定着支援モデル事業について、質問させていただきます。

事業内容の中の「月1回以上の面談等を行い」というのが出てきますが、誰が面談するのか、面談をする主体は誰かというふうに想定されているのでしょうか。もし今の段階でお答えいただけるのであれば、お答えいただきたいと思います。

○ 就業促進課長

面談をする人ですけれども、この事業は国からの委託事業でございまして、今年度の事業は、NPO法人の愛知県就労支援事業者機構というところに再委託して実施しているところであります。来年度の事業については、これからということになりますけれども、こういった情報に精通しているような事業者を選定し、再委託のうえ、そういった事業者に企業に出向きまして御相談を受けてもらう、そういう形になろうかと思っております。

○ 副会長（地域安全監）

他はいかかでしょうか。

○ 再非行防止サポートセンター愛知理事長

定着支援のことでお聞きしたいのですが、自分たちが関わっている人で、協力雇用主のもとで働いている人がいるのですけれども、定着支援を受けたいと本人が希望した場合、どのようにしたら支援を受けられるのか、教えていただければと思います。

○ 就業促進課長

実際には、出所者の方を対象者に決めております。70名ほど対象者があられるんですけども、その方々からオーダーがあって、その相談を繰り返し行いながらフォローしていくということですので、保護司の方を通じてとか、実際に雇用されている雇用主の方から、委託事業者のほうに御連絡をいただくなりして、その段階で私どものほうで雇用主のほうに出向いて、そこから支援が始まるのではないかと思います。

○ 再非行防止サポートセンター愛知理事長

本人が希望する場合は、本人から保護司や保護観察所に相談してもらえば、いいのですか。

○ 就業促進課長

もともと保護観察所から個別の支援手法に関する助言等をいただいておりますので、そういった中から、今回アンケート調査等もやらせていただいて、実際に支援が必要な方も把握しております。そういった方々が希望すれば、その人たちのフォローアップということで、これはモデル事業ですので、そういったいろいろなケースをここで受け取って、なるべく長く定着していようフォローアップしていくのが、このモデル事業であると考えています。

○ 副会長（地域安全監）

他はいかかでしょうか。

○ 愛知県内地区協力雇用主会代表

定着支援のことでお聞きしたいのですが、先ほどの再非行防止サポートセンター愛知理事長の質問で、本人が支援を受けたい場合、その話が雇用主もしくは保護司の先生のほうにいくということですが、今年度の受託者は、愛知県就労支援事業者機構ということですが、愛知県就労支援事業者機構については、協力雇用主会員、保護司の先生も、意外と御存知ない。先生方も機構に相談すればいいというイメージになかなかいきづらい現状にあります。そういった連絡体系といたらいいんでしょうか、スピーディーに行われないと、ただでさえ離職率が激しいものですから、そのあたりどう考えていらっしゃいますか。

○ 事務局（就業促進課課長補佐）

先ほどの質問と関連するのですが、対象者の選定にあたりましては、愛知県は、どなたが保護観察中あるいは更生緊急保護の対象中かということは把握ができておりませんので、保護観察所の方から、この方に対する支援を行うことが適切というような情報提供をいただく形になりますので、今の御質問の内容につきましても、そういったニーズがあれば、保護観察所のほうに御連絡をいただければ、保護観察所から対象者として御連絡をいただけるというスキームを愛知県としては考えています。

○ 愛知県内地区協力雇用主会代表

名古屋保護観察所にお聞きしたいのですけれども、そうなる、保護司の先生から保護観察所に連絡がいくという流れが一般的かなと思うのですが、保護司の先生方は、現状、そういった動きがすぐ取れそうでしょうか。

○ 名古屋保護観察所企画調整課長

多少は温度差があるかもしれませんが、そういうことは、保護司の皆さんにも周知していく必要があるかというふうには考えております。

○ 愛知県内地区協力雇用主会代表

私も保護司の先生方の温度差というものを感じているところですが、先生方にうまく周知していただかないと、なかなかそういった流れになりづらいのかなという現状を感じているところでもありますので、今回の件に関しましては、保護観察所の方々も、保護司の先生方に、こういう制度が4月からスタートするという落とし込みを強く要望させていただけたらと思っておりますので、御検討をよろしくお願ひしたいと思います。

○ 名古屋保護観察所企画調整課長

実は、今月、保護司代表者協議会という会議を開催しまして、42の各保護区の会長あるいは6支部長が集まる会議がありまして、その会議において、モデル事業について説明をさせていただいて、周知いただくようにしているところです。

○ 愛知県内地区協力雇用主会代表

もう1点だけお願いします。

定着支援をやっていると、被雇用者の問題行動が起きたりして、弁護士の方のお力添えが必要になってくるということが想定されます。それは、寄り添い弁護士制度による社会復帰支援に1件としてカウントされるのでしょうか。

○ 事務局（地域安全課長）

例えば、矯正施設からの申出を受けて、この人について寄り添い弁護士制度による支援を開始しますと決めて、そこからのスタートの人を数えて、30人を考えておりますので、通常の活動の中で知り合いの弁護士に相談したとかは、寄り添い弁護士制度による支援の対象の30人とは考えておりません。

ただし、寄り添い弁護士制度による支援を受けたいという御要望があれば、御本人の希望もあるかと思いますが、その方はもちろん支援の対象となるかと思ひます。

○ 副会長（地域安全監）

御意見等も出尽くしたようですので、議事は以上で終了させていただきます。

皆様には、議事の円滑な進行に御協力いただきまして、誠にありがとうございます。

した。

それでは、進行を事務局に戻させていただきます。

3 その他

(1) 協力雇用主の取組について

○ 事務局（地域安全課主幹）

その他としまして、再犯の防止に関しまして、協力雇用主の取組について、愛知県内地区協力雇用主会代表から、御説明をお願いしたいと思います。

それでは、よろしく申し上げます。

○ 愛知県内地区協力雇用主会代表

日頃より皆様方に変な御尽力を賜りましてありがとうございます。

日頃より私どもも協力雇用主会活動を通じて、更生保護というところを目指しているところですが、対象者の抱える問題はなかなか根深いものがございます、本協議会で専門の方々にお集まりいただくという機会が今後増えると思っておりますが、非常にありがたいという気持ちでございます。

協力雇用主会ということで受入をしていますが、先ほどもお話にあったとおり、離職率が非常に高いということで、1週間以内で3割という数字だったと思います。1週間で3割というと、そもそも雇用主側に何か問題があったのではないかと悩む前に、対象者がもう離れてしまっているわけです。そうすると、一体何が本当だったのかということが、非常に気になります。

本人の就労意欲が低いということで離職につながることも十分に想定されているのですが、本人ではない第三者、いわゆる元々の良からぬ縁故が大きく関与しているケースが多く、その良からぬ縁故が離職をさせるという事例が、経験上多くあります。そうした中、簡単ではございますが、更生を果たせるための、一連の流れを御説明させていただきたいと思っております。

私たちが対象者の受入をすると、当然のことながら、一生懸命働いてもらいたい、企業ですから利益を生んでももらいたい、というふうに育てようとするわけですが、仕事をさせるのもそうですし、もう一つ我々は更生という大事な扉を持っていますので、そこを開けていかないといけないとなると、人間関係の構築というものが非常に大事になってくるというところがあります。

例えば、ある人が窃盗をして、その結果、我々のところに来るわけですが、おなかが減ったから窃盗をした、むかついたから人を殴ってしまった、というものではなくて、そもそも、そういう心にさせる原因を探ることが、更生として非常に大事なのではないかと思います。私たちは、1日8時間ぐらい仕事と一緒にいますので、その中でいろんな会話のやりとりもあります。もしかするとこれが原因で犯罪をしたのではないかと、そんなところにふと気づく時もあります。本来持っている、その人の良くない資質を引きずり出す、まずその作業が更生のカギとなるのではないのでしょうか。

問題点というものは、他人になかなか話したがないものです。仕事を通じて人

間関係を良くする、その中で、もしかしてこんなことで悩んでいるのではないか、そのやりとりが更生のきっかけではないかというふうに思っております。人間関係がうまくいかないと、対象者の抱える問題の把握はなかなか進まない、逆に言えば、これが進めば、何が問題で犯罪に至ったのか気づくことになろうかと思えます。

その問題を見つけた時、ここがまた大変です。一体誰がこの問題を解消できるのかというところです。多くは、良くない社会の中で若い子たちは生きてきたわけですから、その中でルールで生きてきた。なおかつ人脈もできてしまう。まずは、そこから切り離すことが大事です。本人をどれだけ良くしようとしても、本人も立ち直るんだという気持ちがあったとしても、また昔の縁故がそこに戻そうとする。まずは、そこを断ち切ることが大事ではないかと思えます。

過去にですが、知人の弁護士の先生、地元の警察が非常に協力していただきまして、非常にやっかいな、いわゆる反社会的勢力との縁故の断絶にも成功しております。そういったものを取りまとめる人材の育成、この協議会を通じて、そういった人材がこれからできていくと非常にありがたいと思っていますし、先ほども話のありましたネットワークの構築、私もいろいろな案件に携わらせていただいておりますが、到底一人ではできません。いろいろな方々がいて、一人の更生がやっと果たせるという現状があります。その中で、いろいろな情報共有がどれだけできるか、本人の持っている本来の問題点をどれだけ解消できるかをいつも考えてやっております。

そうしていると、いつの日かその対象となる人は問題がなくなるわけですから、落ち着いて生活するようになります。落ち着いて働くことができ、月々いくらかのお金を手に入れる、その意味というものを本当に考えることができます。悪い人たちと付き合っていると、例えば、月20万円の手取りがあったとしても、ひどいとその20万円をそのまますぐに取りられてしまうということが往々にしてあります。そこに我々がどれだけ手を差し伸べることができるかというところにかかっていると思っております。そういった結果が就労の定着につながると私は考えております。

つまりは、対象者全員が全員、私のところに就職するわけではなく、会員のところに就職します。就職したら、私に対象者に連絡し、同時に社長にも最近の様子を伺います。そこで問題があれば動きますが、特に問題なければ、経過を見ます。誰かが間接的に支えてくれているんだという安心感が、結果として、就労定着支援につながっていると思っております。私は、今のところそういった流れにあるのではないかと考えております。

ざっと話してしまいましたが、私たちが対象にしたいという人たちは、問題を抱えていても、自らの足ではやって来ません。こちらからアクションを起こしてあげないと、なかなか動かないという性質がありますので、我々がそこにどう入っていけるかということが、今回のモデル事業がうまくいくかどうかのカギの一つではないかと思っております。簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

ありがとうございました。

○ 事務局（地域安全課主幹）

ありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、せっかくの機会でございますので、御質問等がございますでしょうか。

○ 愛知県弁護士会刑事処遇に関する委員会委員長

今のお話の中で、問題のある行動を取る人の中に、おなかがすいたから盗んだ、むかついたから殴った、こういう行動のパターンですが、私どもも刑事弁護をやっていると、そういうトラブルに直面した時の解決の仕方が間違っていて、殴ったとか、財産犯を犯したりする人が結構いるという感じがします。

そういうところを改善するために、おそらく矯正施設の中でもかなりの努力がされているかと思いますが、そういう施設の中での努力というものが、施設を出てから、どうつながっていくのかというあたりが非常に大事ではないかと思います。

矯正施設の中では、そういう問題のある被収容者に対して、どういう教育をしていて、それが施設を出た後に就労という場面とか、その他の社会生活の場面にどうつながっていくのかというあたりについて、また、認知行動療法について、せっかくの機会ですので、矯正施設の方から、参考になる話を伺えればと思います。

○ 名古屋刑務所首席矯正処遇官

犯罪に係る問題を改善することですけれども、財産犯ですとか、薬物、それから、暴力、交通事犯とかいろいろありますが、一般的な刑務所でどんな教育をやっているかになりますけれども、犯罪者が犯した罪名によって、その犯罪特有の、犯罪につながる資質や問題点などを個別に把握した上で、それに応じた改善指導というものをやっております。

お話のありました認知行動療法でしたら、主に薬物の改善指導の部分で、グループワークという形で、定期的に同じ問題性を持った受刑者を集めまして、そこでの認知行動療法を取り入れたグループワークですとか、いろいろなワークブック、そういったものを活用しまして、自分たちで考えて、自分で再犯しない方法を考える、これは、性犯罪なんかも同じようなやり方をしていますけれども、そういう方法で、改善指導、教育というものをやっております。

○ 愛知県内地区協力雇用主会代表

名古屋刑務所にいた元受刑者の男性と会った際に、男性の立ち振る舞いが悪かったので私が怒ったことがありました。その男性は、名古屋刑務所にいた時の暴力のプログラムが頭をよぎって、まずは話を聞いてみようという気になったと言っていました。

私は、協力雇用主会を通じてだけではなくて、昔、矯正施設にいたという知人が多くおまして、当時の教育プログラムは、今の自分にとって非常に効果があったという人間が多いです。そういった者の声が、施設の方々になかなか伝わらないという現状はありますが、刑法犯認知件数が少なくなっていることにつながっている

のではないかと感じています。

しかし、施設の中でただ時間を過ごして、外に出た瞬間に羽根を広げる人もいて、その人たちが二度目、三度目と犯罪を繰り返しますが、プログラムを受けていたら間違いないので、私は、出会った人たちに、プログラムが役に立っていることを、社会で教えるということが多々あります。田原先生がおっしゃっていたことは非常に大事で、勉強してきたことを社会で実感させる作業も我々には必要ではないかと思えます。

○ 副会長（地域安全監）

この協議会は3回目ですが、再犯防止ということで、人数も多いですけども、こういうメンバーが集まるのは初めてではないかと思えます。

今日みたいな意見も、初めて知ることもあるって、なかなか人数が多いですが、普段お話ができない方々ばかりで、せつかくの機会ですので、こういった忌憚のない意見をいただいて、目的は一つですので、これからもよろしくお願ひしたいと思えます。ありがとうございます。

○ 事務局（地域安全課主幹）

次に、資料4、「若者・外国人未来応援事業」について、愛知県教育委員会生涯学習課から、説明をお願いします。

(2) 若者・外国人未来応援事業について

○ 愛知県教育委員会生涯学習課主査

資料4「若者・外国人未来応援事業」について、情報提供させていただきたいと思えます。どのような事業かと申しますと、愛知県教育委員会生涯学習課が文部科学省から委託を受けて行っている、高卒資格を持っていない方を対象とした、学び直しの事業になります。

平成31年度で2年目になりますが、名古屋市、豊田市及び豊橋市で、それぞれ週2回、2時間から3時間ほど、高卒認定試験合格のための無料の学習支援を行っております。高卒資格を持っていない方を対象にして、「若者・外国人未来塾」を実施して、高卒認定試験を受けていただき、若者を社会的自立に向かわせていくという事業です。

高卒認定試験は8月と11月の年2回ありまして、愛知県でも700人ほどが受けております。8科目から10科目合格で認定です。約4割の方が合格しています。約9割の方が一部の科目に合格ということで次回は当該科目の受験は免除になります。16歳になる年齢から受験できるもので、合格しますと、大学、短大、専門学校の受験資格が得られるほか、高卒資格を得てより良い就労ができるということになっています。実績につきましては、2年間で52人の方が参加して、全科目合格した方が12人という結果が出ています。

来年度につきましては、春日井と知多の地域にも学習支援会場を新設したいと考えております。詳しくは、実施等が決まりましたら、生涯学習課のウェブサイトにて

掲載したいと思います。

また、今後直接、事業の周知等のお願いをさせていただくことがあるかもしれませんが、ご協力いただけますと幸いです。

説明は以上です。

○ 事務局（地域安全課主幹）

ただいまの説明につきまして、御質問等はございますか。

御質問等もないようですので、取組の説明は以上で終了させていただきます。

最後に、本日の協議会及び関連する事項について、全体を通しまして、御意見、御質問はございますでしょうか。

御意見等もないようですので、これで終了したいと思います。

本日は、お忙しい中御出席いただきまして、誠にありがとうございました。これをもちまして、平成30年度第3回愛知県再犯防止連絡協議会を終了させていただきます。

ありがとうございました。